

印刷技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 1 ページ
 制定 昭和 48 年度 改正 平成 29 年度
 改正 令和 2 年 2 月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 4 ページ
 同 上
3. 3級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 7 ページ
 制定 平成 10 年度 改正 平成 29 年度
4. 基礎級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 10 ページ
 制定 平成 10 年度 改正 平成 21 年度

『「印刷」（見直し）職業能力開発専門調査委員会（平成 21 年度）』

氏 名	所 属	氏 名	所 属
飯村 俊幸	飯村印刷株式会社	水野 雅生	ミズノプリテック株式会社
松本 和雄	国立大学法人千葉大学		

1 1級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 印刷、プリプレス及び製本一般</p> <p> プリプレスから印刷、製本までのワークフロー</p> <p> 印刷法の種類及び特徴</p> <p> 印刷機の種類及び特徴</p> <p> プリプレスの種類及び特徴</p> <p> 印刷原稿及び版下の指示</p> <p> 日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p> 製本様式及び本の各部の名称</p> <p> 印刷システムの種類、構成及び特徴</p>	<p> プリプレスから印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p> 次の印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p> 次に掲げる印刷機の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) オフセット印刷機 (2) その他の印刷機</p> <p> 次に掲げるプリプレスの種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 写真法を利用するプリプレス</p> <p> (2) 電子機器を利用するプリプレス</p> <p> 1 印刷原稿及び版下の指示について一般的な知識を有すること。</p> <p> 2 文字及びカラーについて一般的な知識を有すること。</p> <p> 3 校正記号及び校正用語について一般的な知識を有すること。</p> <p> 日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p> 1 製本様式、製本工程及び本の各部の名称について一般的な知識を有すること。</p> <p> 2 印刷物の加工について概略の知識を有すること。</p> <p> 1 プリプレスに係る文字及び画像処理システムの構成について概略の知識を有すること。</p> <p> 2 次に掲げる印刷機に係るプリセットシステムの種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 画像情報 (2) インキ、湿し水 (3) 印刷用紙</p> <p> (4) その他のプリセットシステム</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境保全及び資源の再利用の方法</p> <p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類及び特徴 印刷用紙類の種類、特徴及び用途</p> <p>3 電 気</p> <p>電気用語 電気機械器具の種類及び特徴 電子機器の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>5 オフセット印刷法</p> <p>オフセット印刷の方法</p>	<p>3 品質に係る装置及びシステムの特徴について概略の知識を有すること。 印刷作業に伴う環境保全及び資源の再利用の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 印刷用インキ、溶剤等の廃棄方法 (2) 紙の分別方法</p> <p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 印刷用インキ、溶剤、添加剤、洗浄剤の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。 2 紙以外の被印刷体について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に関する電気用語について概略の知識を有すること。 印刷作業に関する電気機械器具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。 ワンボードマイコン、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ及びその周辺機器の基本的構造、機能及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印刷作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令のうち印刷作業に関する部分について 詳細な知識を有すること。</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>オフセット印刷機の構造及び操作方法</p> <p>オフセット印刷の製品不良の原因及びその防止対策</p> <p>実 技 試 験 オフセット印刷作業 オフセット印刷</p>	<p>(1) 刷版の点検方法 (2) 刷版の取付け方法 (3) 胴の仕立て方及び印圧の調整 (4) インキ及び湿しローラの調整 (5) インキの調合、色合せ及び調整 (6) 湿し水の調整 (7) 印刷用紙の準備及び取扱い (8) 印刷関連測定器の使用方法 (9) 刷色の順序 (10) 見当合せ (11) 刷り本の評価及び処理 (12) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置 (13) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 種類及び特徴 (2) 性能 (3) 起動及び停止装置 (4) 胴の配置及び機構 (5) インキ装置 (6) 湿し装置 (7) 給排紙装置 (8) 制御装置 (9) プリセット装置 (10) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械の操作順序 (2) 機械の保守及び点検 (3) 故障及びその対策</p> <p>オフセット印刷に関し、次に掲げる事項から起こる製品不良の原因及びその対策について詳細な知識を有すること。 (1) 資 材 (2) 印刷機械 (3) 環境条件</p> <p>1 オフセット印刷機による印刷操作ができること。 2 オフセット印刷機の保守・調整ができること。 3 印刷用紙・印刷用インキ使用量の積算ができること。 4 印刷時間の積算ができること。 5 オフセット印刷物の品質評価ができること。</p>

2 2級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 印刷、プリプレス及び製本一般</p> <p> プリプレスから印刷、製本までのワークフロー</p> <p> 印刷法の種類及び特徴</p> <p> 印刷機の種類及び特徴</p> <p> プリプレスの種類及び特徴</p> <p> 印刷原稿及び版下の指示</p> <p> 日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p> 製本様式及び本の各部の名称</p> <p> 印刷システムの種類、構成及び特徴</p>	<p>プリプレスから印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p>次の印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷機 (2) その他の印刷機</p> <p>次に掲げるプリプレスの種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 写真法を利用するプリプレス</p> <p>(2) 電子機器を利用するプリプレス</p> <p>1 印刷原稿及び版下の指示について概略の知識を有すること。</p> <p>2 文字及びカラーについて概略の知識を有すること。</p> <p>3 校正記号及び校正用語について概略の知識を有すること。</p> <p>日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 製本様式、製本工程及び本の各部の名称について概略の知識を有すること。</p> <p>2 印刷物の加工について概略の知識を有すること。</p> <p>1 プリプレスに係る文字及び画像処理システムの構成について概略の知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる印刷機に係るプリセットシステムの種類、構成及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 画像情報 (2) インキ、湿し水 (3) 印刷用紙</p> <p>(4) その他のプリセットシステム</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境保全及び資源の再利用の方法</p> <p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類及び特徴 印刷用紙類の種類、特徴及び用途</p> <p>3 電 気</p> <p>電気用語 電気機械器具の種類及び特徴 電子機器の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>5 オフセット印刷法</p> <p>オフセット印刷の方法</p>	<p>3 品質に係る装置及びシステムの特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に伴う環境保全及び資源の再利用の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 印刷用インキ、溶剤等の廃棄方法 (2) 紙の分別方法</p> <p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷用インキ、溶剤、添加剤、洗浄剤の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>2 紙以外の被印刷体について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に関する電気用語について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に関する電気機械器具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>ワンボードマイコン、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ及びその周辺機器の基本的構造、機能及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印刷作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち印刷作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>オフセット印刷機の構造及び操作方法</p> <p>オフセット印刷の製品不良の原因及びその防止対策</p>	<p>(1) 刷版の点検方法 (2) 刷版の取付け方法 (3) 胴の仕立て方及び印圧の調整 (4) インキ及び湿しローラの調整 (5) インキの調合、色合せ及び調整 (6) 湿し水の調整 (7) 印刷用紙の準備及び取扱い (8) 印刷関連測定器の使用方法 (9) 刷色の順序 (10) 見当合せ (11) 刷り本の評価及び処理 (12) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置 (13) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 種類及び特徴 (2) 性能 (3) 起動及び停止装置 (4) 胴の配置及び機構 (5) インキ装置 (6) 湿し装置 (7) 給排紙装置 (8) 制御装置 (9) プリセット装置 (10) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 機械の操作順序 (2) 機械の保守及び点検 (3) 故障及びその対策</p> <p>オフセット印刷に関し、次に掲げる事項から起こる製品不良の原因及びその対策について一般的な知識を有すること。 (1) 資材 (2) 印刷機械 (3) 環境条件</p>
<p>実 技 試 験</p> <p>オフセット印刷作業</p> <p>オフセット印刷</p>	<p>1 オフセット印刷機による印刷操作ができること。 2 オフセット印刷機の保守・調整ができること。 3 印刷用紙・印刷用インキ使用量の積算ができること。 4 印刷時間の積算ができること。 5 オフセット印刷物の品質評価ができること</p>

3 3級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 印刷、プリプレス及び製本一般</p> <p>印刷法の種類及び特徴</p> <p>印刷機の種類及び特徴</p> <p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途</p> <p>印刷用インキ類の種類及び特徴</p> <p>印刷用紙類の種類、特徴及び用途</p> <p>3 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>次の印刷法の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷機 (2) その他の印刷機</p> <p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷用インキ、溶剤、添加剤、洗浄剤の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>2 紙以外の被印刷体について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他印刷作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>4 オフセット印刷法 オフセット印刷の方法</p> <p>オフセット印刷機の構造及び操作方法</p> <p>オフセット印刷の製品不良の原因及びその防止対策</p> <p>実 技 試 験 オフセット印刷作業 オフセット印刷</p>	<p>2 労働安全衛生法関係法令のうち印刷作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 刷版の点検方法 (2) 刷版の取付け方法 (3) 胴の仕立て方及び印圧の調整 (4) インキ及び湿しローラの調整 (5) インキの調合、色合せ及び調整 (6) 湿し水の調整 (7) 印刷用紙の準備及び取扱い (8) 印刷関連測定器の使用方法 (9) 刷色の順序 (10) 見当合せ (11) 刷り本の処理 (12) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置 (13) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 種類及び特徴 (2) 性能 (3) 起動及び停止装置 (4) 胴の配置及び機構 (5) インキ装置 (6) 湿し装置 (7) 給排紙装置 (8) 制御装置 (9) プリセット装置 (10) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 機械の操作順序 (2) 機械の保守及び点検 (3) 故障及びその対策</p> <p>オフセット印刷に関し、次に掲げる事項から起こる製品不良の原因及びその対策について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 資 材 (2) 印刷機械 (3) 環境条件</p> <p>1 オフセット印刷機による印刷操作ができること。 2 オフセット印刷機の調整ができること。 3 印刷時間の積算ができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	4 オフセット印刷物の良否の判定ができること。

4 基礎級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な印刷の方法</p> <p>印刷法の種類</p> <p>印刷機の種類</p> <p>オフセット印刷法</p> <p>オフセット印刷の方法</p> <p>オフセット印刷機の操作方法</p> <p>2 印刷用材料の種類</p> <p>版材の種類</p> <p>印刷用インキ類の種類</p> <p>印刷用紙類の種類</p>	<p>次に掲げる印刷法の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 単色機 (2) 多色機</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 刷版の点検法</p> <p>(2) 刷版の取付け方法</p> <p>(3) 印刷用紙の準備及び取扱い</p> <p>(4) 刷り本の処理</p> <p>(5) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置</p> <p>(6) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種類及び特徴 (2) 起動及び停止装置</p> <p>(3) 給排紙装置 (4) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作順序について初歩的な知識を有すること。</p> <p>版材の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>印刷用インキ、溶剤、添加剤及び洗浄剤の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>2 紙以外の被印刷体について初歩的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験 印刷機の操作 オフセット印刷作業 オフセット印刷</p>	<p>印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等）</p> <p>(9) 合 図</p> <p>(10) 服 装</p> <p>オフセット印刷機による印刷操作ができること。</p>